

「学校において予防すべき感染症（※）」 対応フローチャート

(※)以下「学校感染症」と省略

体調不良による欠席

※出席停止となるのは「学校感染症」の場合です。

(科目担当者へ欠席を連絡する)

※担当者によって連絡不要の場合があります。

大学指定用紙「学校感染症による出席停止証明書」を準備

医療機関を受診し、学校感染症の罹患が判明

医療機関で大学指定用紙「学校感染症による出席停止証明書」
を記載してもらう

インフルエンザと新型コロナ感染症は、医療機関発行の書類で代用できる場合があります。詳しくは医務室ホームページで確認して下さい。

学校感染症報告システムに登録

ポータルサイト「他システム」か医務室ホームページで登録できます。

学校感染症報告システム ver.2358 (2)



出席停止解除後、すみやかに医務室に証明書を提出

証明書の提出が無い場合は、通常の欠席扱いです。

教育支援課に「出席停止による授業欠席届」を申請する
(必要時のみ)

「出席停止による授業欠席届」を科目担当者に提出する
(必要時のみ)